

登録された商標の範囲及びその適切な公示方法

平成 24 年 6 月

1. 現行制度

(1) 登録商標の範囲

現行制度では、登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならないこと、また、指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載に基づいて定めなければならないことを規定している¹。

(2) 商標公報

商標公報は、商標登録出願及び商標権に関して必要な事項を広く一般公衆に知らせるために発行するものであり、商標登録出願されたものの出願公開にあたっては、願書に記載した商標等を商標公報に掲載し²、また、商標権の設定の登録がなされたときには、願書に記載した商標等を商標公報に掲載する³。

2. これまでの検討経緯

(1) 「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」報告書

上記の点について、新商標WG報告書において示された方向性は、以下のとおりであった。

①登録商標の範囲

商標の特定方法として電子ファイルを追加するため、願書と電子ファイルをあわせて「願書等」と定義し、登録商標の権利範囲を当該「願書等」の記載に基づいて定めることが適切と考えられる。(具体的には、商標見本、商標の説明文、位置に関する事項及び電子ファイル(動画又は音声)によって権利範囲が特定されることとなる。)

②商標公報

位置に関する事項や電子ファイル等によって特定された商標は、その権利範囲を他人に対して明確に示すため、これらを含めて特許庁が商標公報により公示するよう規定を整備することが適切と考えられる。

¹商標法第27条

²商標法第12条の2 なお、現在商標公報は、電子的に公示されている。

³商標法第18条

（２）商標制度小委員会における議論

これを受けて、第２４回商標制度小委員会において、次のとおり登録商標の権利範囲及び商標公報等について、資料に基づき検討が行われた。

①登録商標の範囲

現行では願書に記載した商標に基づいて定めることとされている。新しいタイプの商標についても願書に記載した商標に基づいて登録商標の範囲が定められるものと考えられるが、商標記載欄に記載された商標ばかりでなく商標のタイプの記載、商標の説明文及び音声ファイルに記載した内容に基づき商標の範囲が定められることが適切ではないか。

②商標公報

商標記載欄、商標の説明文及び音声ファイル等によって特定された商標は、その商標の範囲を他人に対して明確に示すため、これらを含めて特許庁が商標公報により公示することが適切ではないか。

３．検討

（１）登録商標の範囲（商標との関係）

新しいタイプの商標の出願にあたっては、商標のタイプの記載、商標の説明文、音声ファイルや香り・においの標本等の提出を求めることが想定される。

現行制度では、登録商標の範囲を定めるにあたっては、「願書に記載した商標に基づいて定める」^４としているところ、新しいタイプの商標の導入においては、商標の内容を明確にする観点から、商標のタイプの記載、商標の説明文等を含めてその登録商標の範囲が定められるような手当が必要となるのではないか。

他方、香り・においの商標については、審査実務の便宜に資するため、香り・においの標本の提出を求めることが想定されるが、これらの標本については、永続的に保管することの技術的な問題や、仮に、定期的に出願人又は商標権者からこれらの標本を提出させるとしても、旧標本と新標本との同一性を正確に担保すること等の問題があることから、これらを登録商標の範囲を定めるものとすることは慎重に検討すべきではないか。

（２）商標公報

商標の説明文等の内容が登録商標の範囲を定める根拠となるような手当をする場合には、商標の説明文等も商標公報の掲載事項として位置づけることが必要ではないか。

他方、音声ファイルについても商標公報に掲載して周知することは重要であるが、多数の者が、簡便な方法で音声ファイルにアクセスするような手法を採用することは、

^４商標法第２７条

ユーザーの監視負担をより軽減することにもつながることから、当面は、特許庁のホームページ等を利用した方法の活用により、第三者が容易に音声ファイルを聴くことが可能な方策についても検討が必要ではないか。